

# 東日本高速道路株式会社

## 第1期定時株主総会

### 決議事項

第1号議案・・・P 1

第2号議案・・・P 2

第3号議案・・・P 7

第4号議案・・・p 8

**第1号議案 第1期利益処分案承認の件**

当期の利益処分案につきましては、15頁に記載のとおりとしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、当社としては、高速道路事業における将来の経済変動等によるリスクに対応するための積立金を留保することによって、日本高速道路保有・債務返済機構との協定に基づく道路賃借料を確実に支払い、同機構の債務返済に寄与するとともに、経営基盤を強化することが必要であると認識しております。そのため、可能な限り自己資本の充実に努めることとし、当期は無配当とさせていただきたく、株主の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、役員賞与金につきましては、計上いたしておりません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を変更したいと存じます。変更の理由及び内容は次のとおりであります。

### 1. 変更の理由

- (1) 会社法が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

株主総会の開催地についての制約がなくなったことに伴い、株主総会の運営をより円滑に行うため、現行定款第11条を削除するものであります。

取締役の解任要件が特別決議から普通決議に改められたことに伴い、解任要件を従来どおり特別決議の要件に加重すべく、現行定款第17条に第4項を設け、これを導入するものであります。

定款の定めにより、取締役全員の書面又は電磁的記録による同意により取締役会の決議があったものとみなすことが可能となったことに伴い、経営判断をより機動的に行えるよう、現行定款第22条に第2項を設け、これを導入するものであります。

定款の定めにより、社外監査役についても社外取締役と同様に、責任限定契約の締結が可能となったことに伴い、職務をより適切に行えるよう、現行定款第35条に第2項を設け、これを導入するものであります。

その他、会社法上の用語との整合、引用条文及び定款にその定めがあるものとみなされる事項等について所要の変更を行うものであります。

- (2) 以上の変更に伴う条数の変更等条文の整備を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<新 設>	(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 <条文記載省略>	(公告方法) 第5条 <現行のとおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
(会社が発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)

<p>第5条 本会社が発行する株式の総数は、420百万株とする。</p> <p>(1単元の株式数) 第6条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(基準日) 第7条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 &lt;条文記載省略&gt;</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置き、名義書換等の事務を担当させることができる。 2 名義書換代理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、420百万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(基準日) 第8条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置き、株主名簿の作成及び備置きその他株主名簿に関する事務を行うことを委託することができる。 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 本会社の発行する株券の種類並びに株主名簿の作成及び備置き、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	
<p>第10条 &lt;条文記載省略&gt;</p> <p>(株主総会の開催地) 第11条 株主総会は、東京都各区のいずれかにおいて開催する。</p> <p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第343条に規定する特別決議は、</p>	<p>第11条 &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、</p>

総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 本会社に10名以内の取締役を置く。

(取締役の選任決議)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 <条文記載省略>

<新 設>

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

<新 設>

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 本会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任及び解任決議)

第17条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 <現行のとおり>

4 取締役の解任決議は、第13条第2項に定めるところによる。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに

査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の責任免除)

第25条 本会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。

記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の責任免除)

第25条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 本会社に4名以内の監査役を置く。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役の責任免除)

第35条 本会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 本会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役の責任免除)

第35条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(会計監査人の選任決議) 第36条第17条第1項の規定は、会計監査人に準用する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第36条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金) 第37条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 2 前項の配当金については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。 3 第1項の配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</p> <p>(中間配当金) 第38条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当金を支払うことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当金に準用する。</p>	<p>(事業年度) 第38条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。 2 前項の配当については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。 3 第1項の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</p> <p>(中間配当) 第40条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に中間配当を支払うことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当に準用する。</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	八木 重二郎 (昭和17年7月12日)	昭和40年4月 八幡製鉄(株)入社 平成11年4月 新日本製鉄(株)常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役副社長 平成17年4月 同社取締役(社長付) 平成17年10月 当社代表取締役会長 現在に至る	0株
2	井上 啓一 (昭和19年8月22日)	昭和44年4月 建設省入省 平成10年6月 同省道路局長 平成13年1月 (財)国土技術研究センター理事長 平成16年2月 日本道路公団理事 平成17年10月 当社代表取締役社長 現在に至る	0株
3	村上 喜堂 (昭和23年2月12日)	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年7月 国税庁調査査察部長 平成12年6月 同庁課税部長 平成15年7月 同庁次長 平成17年10月 当社専務取締役 現在に至る	0株
4	日比 祥造 (昭和18年2月4日)	昭和40年4月 (株)第一銀行入行 平成7年6月 (株)第一勧業銀行常務取締役 平成14年6月 みずほインベスターズ証券(株)代表取締役会長 平成16年2月 日本道路公団参与 平成17年10月 当社常務取締役 (他の会社の代表状況) ネクセリア東日本(株)代表取締役社長 現在に至る	0株
5	青野 捷人 (昭和21年4月27日)	昭和46年4月 日本道路公団入社 平成12年3月 同公団東京建設局長 平成14年4月 同公団審議役 平成16年7月 (財)ハイウェイ交流センター理事 平成17年10月 当社常務取締役 (他の会社の代表状況) 東京湾横断道路(株)代表取締役社長 現在に至る	0株

(注1) 青野捷人氏は、去る6月19日、当社の関連会社である東京湾横断道路株式会社の代表取締役社長に就任いたしております。当社と同社は、サービスエリア・パーキングエリア事業において競業関係にあり、また、当社は同社との間に業務の委託等の取引関係があります。

(注2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	武藤 秀一 (昭和26年1月28日)	昭和48年4月 運輸省入省 平成9年7月 日本鉄道建設公団総務部長 平成12年6月 運輸省新潟運輸局長 平成14年7月 (社)日本民営鉄道協会常務理事 平成17年10月 当社監査役(常勤) 現在に至る	0株
2	井上 泉 (昭和23年7月17日)	昭和47年4月 安田火災海上保険(株)入社 平成14年6月 同社取締役嘱執行役員 平成14年7月 (株)損害保険ジャパン取締役嘱執行役員 平成15年4月 同社取締役嘱常務執行役員 平成17年10月 当社監査役(常勤) 現在に至る	0株
3	清水 湛 (昭和9年9月24日)	昭和35年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 平成9年10月 広島高等裁判所長官 平成13年4月 内閣府情報公開審査会会長 平成16年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授(現在) 平成17年10月 当社監査役 現在に至る	0株

(注1) 各候補者は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役の候補者であります。

(注2) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上